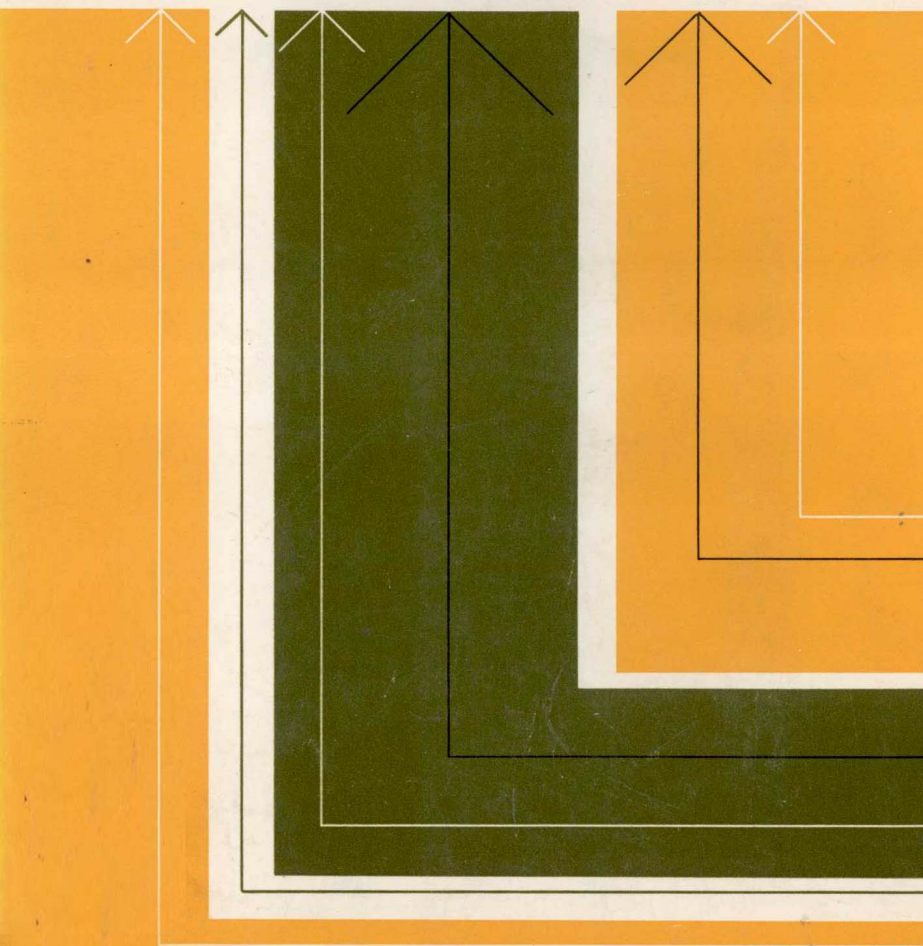


# 中小企業の施策

## 100問100答

昭和57年度版

中小企業診断協会 編



昭和57年度版  
中小企業の施策100問100答

中小企業診断協会編

同 友 館

昭和57年6月25日 第1刷発行

---

**中小企業の施策100問100答**

—昭和57年度版—

¥ 1,400

---

編 集 社団法人 中 小 企 業 診 断 協 会

東京都中央区銀座1丁目14番11号  
銀 松 ビ ル 5 階 (郵便番号104)  
電 話 03 (563) 0851

発行所 株式会社 同 友 館

東京都文京区本郷5丁目32番6号 (郵便番号113)  
電 話 03 (813) 3966~8 振替 東京 0-83503

---

乱丁・落丁本はお取替えいたします 神谷印刷/トキワ製本

2034-40637-5262

## 序 文

日本の経済に占める中小企業の地位は、事業所数で約99%、従業者数で約81%、製造業出荷額で約52%、商業販売額で約65%と、どれをとっても大きなシェアを占めています。この中小企業をレベルアップすることは、わが国の国民経済の発展に大きな貢献をすることになるものと信じております。

本書は、国が現在実施している中小企業施策について、これを一般的施策と政策的に行われている対策別施策とに分け、また、読者の方々にわかりやすいように問答形式をとり、項目別にできる限り図で一つの施策を示してみたものです。

なお、本書は、昭和57年度の中小企業施策を中心としてとりまとめたものであり、年々拡充強化される施策については、年度改訂により補足してまいりたいと考えています。

最後に、本書が中小企業の方々および中小企業を指導される方に役立つことを念じております。

社団法人 中小企業診断協会

会 長 橋 口 隆

## 目 次

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| <b>第 1 編 施策の体系</b> .....    | 1  |
| 1 中小企業の現状と施策の必要性 .....      | 3  |
| 2 中小企業施策の体系 .....           | 5  |
| 3 中小企業者の定義 .....            | 8  |
| <b>第 2 編 一般施策の内容</b> .....  | 15 |
| <b>1. 金 融</b> .....         | 17 |
| 4 金融施策の体系 .....             | 17 |
| 5 民間中小企業金融の円滑化 .....        | 20 |
| 6 中小企業金融公庫 .....            | 22 |
| 7 国民金融公庫 .....              | 26 |
| 8 商工組合中央金庫 .....            | 29 |
| 9 環境衛生金融公庫 .....            | 32 |
| 10 中小企業信用保険公庫 .....         | 35 |
| 11 信用保証協会 .....             | 38 |
| 12 中小企業体質強化のための金融の円滑化 ..... | 40 |
| 13 中小企業投資育成株式会社 .....       | 42 |
| <b>2. 税 制</b> .....         | 47 |
| 14 中小企業に対する税制の体系 .....      | 47 |
| 15 中小企業者に対する一般的税制上の特典 ..... | 49 |
| 16 中小企業施策推進のための税制 .....     | 55 |
| <b>3. 経営管理の合理化</b> .....    | 60 |
| 17 中小企業診断・指導事業の体系 .....     | 60 |
| 18 都道府県等の行う診断・指導事業の内容 ..... | 61 |
| 19 経営管理者の研修制度 .....         | 69 |
| 20 中小企業診断士の登録制度 .....       | 71 |
| 21 情報化対策の内容 .....           | 74 |

## IV

|                            |            |
|----------------------------|------------|
| 22 中小企業事業団の行う指導事業          | 77         |
| <b>4. 技術の向上</b>            | <b>85</b>  |
| 23 中小企業のための技術に関する施策の体系     | 85         |
| 24 公設試験研究機関等の技術指導および開放試験室等 | 89         |
| 25 JIS 表示許可工場              | 93         |
| 26 技術開発の利用                 | 94         |
| 27 中小企業が行う試験研究に対する助成       | 97         |
| 28 技術者の研修                  | 99         |
| 29 デザイン向上事業の推進             | 102        |
| <b>5. 労働対策</b>             | <b>105</b> |
| 30 中小企業に対する労働施策の体系         | 105        |
| 31 雇用対策の充実                 | 106        |
| 32 雇用安定資金制度                | 108        |
| 33 職業訓練の整備充実               | 109        |
| 34 労働条件向上対策と福祉向上対策         | 111        |
| 35 中小企業退職金共済制度             | 115        |
| 36 社会保険制度                  | 116        |
| <b>6. 組織化の推進</b>           | <b>120</b> |
| 37 組合制度の体系                 | 120        |
| 38 組合設立の手続                 | 124        |
| 39 中小企業団体中央会の役割            | 127        |
| 40 組合に対する助成措置              | 129        |
| <b>7. 高度化事業の推進</b>         | <b>131</b> |
| 41 高度化事業の種類                | 131        |
| 42 高度化事業実施の類型              | 134        |
| 43 高度化事業の条件                | 136        |
| 44 高度化事業に関する啓蒙指導等          | 144        |
| 45 高度化事業に対する資金の助成          | 145        |
| 46 高度化資金の融資を受ける際の手続        | 150        |

|                                    |     |
|------------------------------------|-----|
| <b>第3編 対策別施策の内容</b> .....          | 153 |
| <b>1. 小規模企業対策</b> .....            | 155 |
| 47 小規模企業対策の体系 .....                | 155 |
| 48 小規模企業のための相談・指導制度 .....          | 157 |
| 49 小企業等経営改善融資制度の内容 .....           | 160 |
| 50 設備近代化資金制度の内容 .....              | 162 |
| 51 設備貸与制度の内容 .....                 | 165 |
| 52 小規模企業共済制度の内容 .....              | 168 |
| 53 小規模企業指導官の相談・指導 .....            | 173 |
| <b>2. 中小商業の振興</b> .....            | 175 |
| 54 中小商業対策の体系 .....                 | 175 |
| 55 中小商業の近代化施策 .....                | 177 |
| 56 中小商業者に対する助成措置 .....             | 180 |
| 57 中小商業者と大規模商業者との調整に関する施策 .....    | 183 |
| <b>3. 下請中小企業の振興</b> .....          | 187 |
| 58 下請企業に対する施策の体系 .....             | 187 |
| 59 下請企業の振興策 .....                  | 189 |
| 60 下請取引の適正化 .....                  | 193 |
| <b>4. 事業活動の機会の適正化</b> .....        | 197 |
| 61 事業活動の機会の確保 .....                | 197 |
| 62 中小企業と大企業との調整対策 .....            | 200 |
| 63 独占禁止法等の運用 .....                 | 204 |
| 64 官公需受注機会の確保 .....                | 206 |
| <b>5. 業種別近代化</b> .....             | 209 |
| 65 業種別近代化施策の体系 .....               | 209 |
| 66 中小企業近代化促進法に基づく指定業種の近代化対策 .....  | 212 |
| 67 中小企業近代化促進法に基づく特定業種の構造改善対策 ..... | 214 |

# VI

|           |                                |            |
|-----------|--------------------------------|------------|
| 68        | 中小企業近代化促進法に基づく新分野進出事業の促進       | 217        |
| 69        | 中小企業近代化促進法に基づく各種対策への助成措置       | 220        |
| 70        | 繊維工業構造改善臨時措置法に基づく繊維工業の近代化対策    | 226        |
| 71        | 特定機械情報産業振興臨時措置法に基づく機械工業等の近代化対策 | 230        |
| 72        | 機械類信用保険法に基づく設備の近代化             | 232        |
| <b>6</b>  | <b>地域中小企業対策</b>                | <b>236</b> |
| 73        | 産地中小企業対策の推進                    | 236        |
| 74        | 地場産業総合振興対策                     | 239        |
| <b>7</b>  | <b>事業転換対策</b>                  | <b>243</b> |
| 75        | 事業転換対策の体系                      | 243        |
| 76        | 事業転換対策の内容                      | 246        |
| <b>8</b>  | <b>国際化対策・貿易の振興</b>             | <b>250</b> |
| 77        | 中小企業の国際化の推進                    | 250        |
| 78        | 中小企業の貿易振興のための施策                | 251        |
| <b>9</b>  | <b>立地・公害対策</b>                 | <b>254</b> |
| 79        | 立地・公害対策の体系                     | 254        |
| 80        | 公害防止の指導機関とその内容                 | 255        |
| 81        | 公害防止に対する助成                     | 257        |
| <b>10</b> | <b>エネルギー対策</b>                 | <b>263</b> |
| 82        | エネルギー対策の指導                     | 263        |
| 83        | エネルギー対策に対する助成                  | 264        |
| <b>11</b> | <b>倒産防止対策</b>                  | <b>267</b> |
| 84        | 信用補完制度による倒産防止対策                | 267        |
| 85        | 中小企業倒産対策貸付制度の内容                | 268        |
| 86        | 倒産防止共済制度による倒産防止対策              | 270        |
| 87        | 倒産防止特別相談事業                     | 272        |



## 第4編 特別対策の内容 ..... 275

|    |                          |     |
|----|--------------------------|-----|
| 88 | 災害復旧対策.....              | 277 |
| 89 | 伝統的工芸品産業振興対策.....        | 279 |
| 90 | 産炭地域等中小企業対策.....         | 281 |
| 91 | 研究開発型企業の育成促進対策.....      | 284 |
| 92 | 中小農林水産関連企業対策.....        | 285 |
| 93 | 中小運輸対策.....              | 288 |
| 94 | 環境衛生関係営業対策.....          | 290 |
| 95 | 地域改善対策.....              | 292 |
| 96 | 中小建設業対策.....             | 293 |
| 97 | 経営コンサルタントの資格称号の自主規制..... | 295 |
| 98 | 特定不況地域中小企業対策の推進.....     | 296 |

## 第5編 調査と施策の普及 ..... 299

|     |                 |     |
|-----|-----------------|-----|
| 99  | 中小企業に関する調査..... | 301 |
| 100 | 中小企業施策の普及.....  | 305 |

## 参 考

|   |                     |     |
|---|---------------------|-----|
| 1 | 中小企業に関係の深い法律一覧..... | 308 |
| 2 | 中小企業の特別貸付制度一覧.....  | 314 |
| 3 | 中小企業の税制一覧.....      | 324 |

# 第1編 施策の体系



## 1 中小企業の現状と施策の必要性

問 わが国経済の中で、中小企業は重要な地位を占め、国民経済の発展と国民福祉の向上に大きな貢献をしているのに、個別にみると、その生産性等は大企業に比して相当低位にあるといわれていますが、どのような現状にあるのでしょうか。また大企業と格差のある中小企業に対して、国はどのような対策を考えているのでしょうか。

答 わが国の中小企業は、事業所数で全体の約99%、従業者数で約81%、製造業出荷額で約52%、商業販売額で約65%と大きな地位を占めており、これらの中小企業を向上させることが、ご質問のわが国の経済にとって必要欠くことのできないことであり、そのため、これを助長する必要があるわけです。

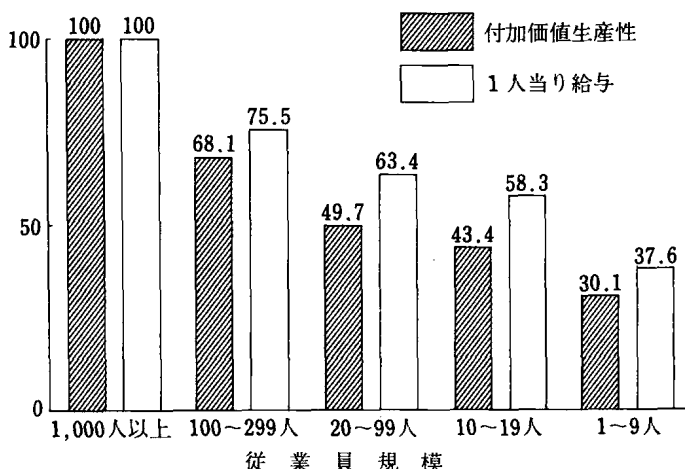
中小企業と大企業の格差は、図表1—1で示すとおり、第1に製造業における付加価値生産性をみてみますと、従業者規模1,000人以上と比較した場合に、中小企業者といわれている従業者規模300人以下では、299人以下100人以上で68.1、99人以下20人以上では49.7と大企業の約半分となり、これが19人以下10人以上では43.4、9人以下1人以上では30.1と、大企業の約3分の1となっています。

中小企業の約80%強は従業者20人以下の企業といわれていることからみれば、付加価値生産性は大企業と比較した場合、ほとんどの中小企業は50%以下ということになります。

第2として、製造業における従業者1人当りの給与をみてみますと、これも付加価値生産性とはほぼ同様な傾向にあり、中小企業

#### 4 第1編 施策の体系

図表1—1 製造業における大企業と中小企業の格差



資料：通商産業省「工業統計表」（55年速報値）

（注）1. 事業所ベース。

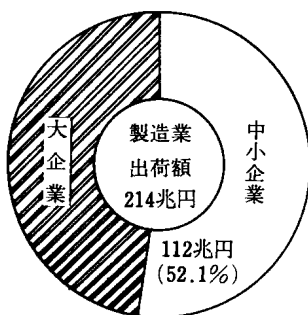
2. 1～9人規模は粗付加価値額。

に従事する従業者と大企業の従業者との間には、給与の面でも格差が生じていることがわかりと思います。

以上のように、大企業と比較して低位にある中小企業ですが、前述しましたように製造業においては図表1—2で示すとおり、出荷額の52.1%を占め、また商業においてもその販売額の65.3%を占めています。このように、中小企業はわが国経済にとって重要な役割を果たしているわけであり、国民経済の発展には、中小企業の地位の向上を図ることがいかに重要であるか、おわかりいただけると思います。

このため国としては、以下に述べるような種々の施策を講じて

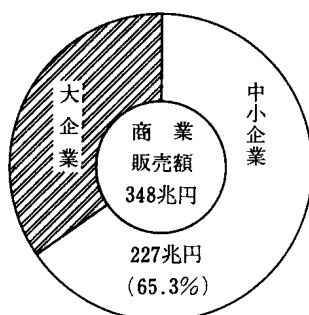
図表1-2 生産に占める中小企業の比重



資料：通商産業省「工業統計表」  
(55年)

(注) 1. 事業所ベース。

図表1-3 流通に占める中小企業の比重



資料：通商産業省「商業統計表」54年  
(注) 1. 事業所ベース (卸売業99人以下, 小売業49人以下)

2. 商業販売額 (卸売業販売額 + 小売業販売額)

中小企業の地位の向上を図るよう努めているわけです。

## 2 中小企業施策の体系

問 わが国では、いろいろな施策によって、中小企業に対する助成措置を講じているようですが、その施策はどのような体系のもとに行われているのでしょうか。

また、地方公共団体が行っている中小企業に対する施策はどのようなもので、国の施策とどのような関連になっているのでしょうか。

答 現在、中小企業に対する国の施策は、昭和38年に制定されました中小企業基本法(昭和38年, 法第154号)に基づいて講じられています。

## 6 第1編 施策の体系

中小企業基本法は、わが国中小企業が国民経済において果たすべき重要な使命にかんがみ、政策の目標を、国民経済の成長発展に即応し、中小企業の経済的社会的制約による不利等を是正することにより、中小企業の従業員の経済的社会的地位の向上に資する、ということに置き、この目標を達成するため、同法第3条に規定されている次の「国の施策」を講じることとされています。

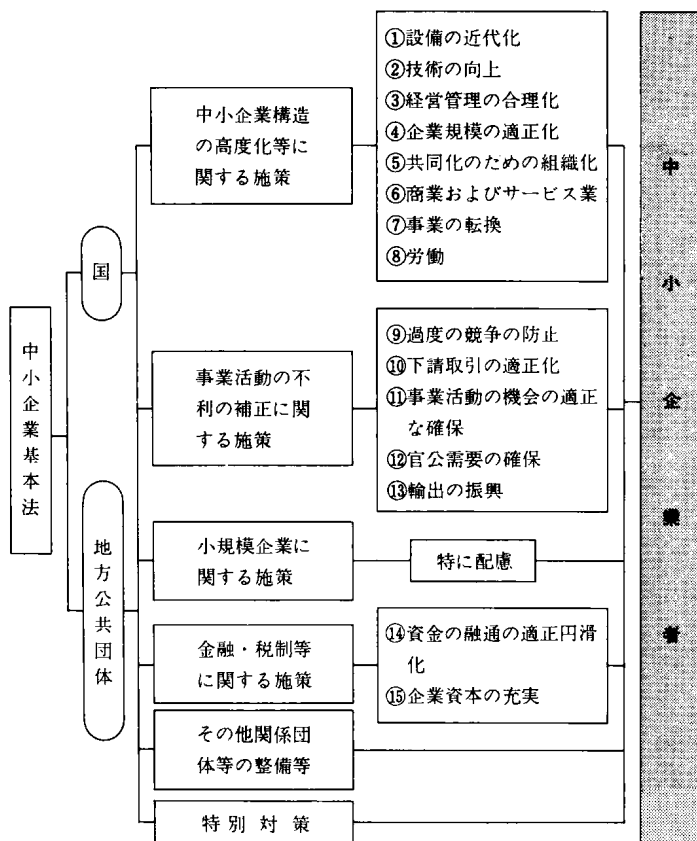
- (1) 近代化設備の導入等中小企業の設備の近代化を図ること。
- (2) 技術の研究開発の推進、技術者および技能者の養成等によって中小企業の技術の向上を図ること。
- (3) 近代的経営管理方法の導入、経営管理者の能力の向上等によって、中小企業の経営管理の合理化を図ること。
- (4) 中小企業の企業規模の適正化、事業の共同化、工場・店舗等の集団化、事業の転換および小売商業における経営形態の近代化（以下、「中小企業構造の高度化」と総称する）を図ること。
- (5) 中小企業の取引条件に関する不利を補正するように、過度の競争の防止および下請取引の適正化を図ること。
- (6) 中小企業が生産する物品の輸出の振興その他中小企業の供給する物品・役務等に対する需要の増進を図ること。
- (7) 中小企業者以外の者の事業活動の調整等によって中小企業の事業活動の機会の適正な確保を図ること。
- (8) 中小企業における労働関係の適正化および従業員の福祉の向上を図るとともに、中小企業に必要な労働力の確保を図ること。

以上が国の施策として行うべき方向であり、中小企業基本法で

は、これらを第2章以下で具体的に講じるよう定めています。

そして、同法第4条においては、地方公共団体においても国の施策に準じて施策を講ずるよう努めなければならないと規定しています。従って、中小企業の施策は、国と地方公共団体（主として

図表1-4 中小企業施策の体系





## 8 第1編 施策の体系

都道府県）が一体となって実施されることとなっています。

また、同法第5条において、第3条に規定されている施策を実施するために必要な法制上および財政上の措置を講じなければならないとされており、関係法律の整備と助成措置が行われています。

以上のことを体系化してみますと、前頁の図表1—4のようになり、国と都道府県の中小企業に対する施策は、特別な施策を除いて、中小企業基本法に基づき一体化されて実施されています。

なお、倒産対策とか災害復旧対策といったような特別対策は、中小企業の必要性に応じて別に行われています。

### 3 中小企業者の定義

問 中小企業に対して、国はいろいろな施策を行っていますが、この中小企業とは、どの程度の企業をいうのでしょうか。また、法律によっては中小企業の範囲が違っていると聞きますが、どの程度違うのでしょうか。

答 わが国では、中小企業にいろいろな施策が行われていますが、これは関係法律において、それぞれ中小企業の範囲を定めて行われています。

ヨーロッパなどの諸国では、企業を中小企業とか大企業といったようにはあまり分けず、一般的には、業種別に政策などによって分けているようです。しかし、わが国では、問1で述べましたように、わが国経済に占める中小企業の重要性などにかんがみ、規模格差のある中小企業の地位の向上を図るために、中小企業基